

平成24年度予算編成に向けた意見 (一括交付金関係)

平成23年10月20日
全 国 知 事 会

平成23年9月20日に閣議決定された「平成24年度予算の概算要求組替え基準について」に基づき、内閣府においては平成24年度概算要求において、地域自主戦略交付金について日本再生重点化措置分(以下、「特別枠」)を含め5,376億円(対前年度比256億円(5%)増)を要求され、投資関連の拡充分及び経常補助金の一括交付金化分については事項要求とされたところである。

平成23年度予算では、地域自主戦略交付金の総額は約6%削減され、各都道府県では継続事業の実施にすら支障を来している状況にあることから、政府においては今後の予算編成にあたり、特に下記事項について十分配慮されたい。

なお、制度の改善等を要望している「平成24年度地域自主戦略交付金の制度設計に関する意見」(平成23年6月23日提出)についても、併せて反映していただくことを求める。

記

<投資関連(地域自主戦略交付金の拡充)について>

1 総額及び対象事業について

特別枠は予算額7,000億円に対し2兆円弱の要望があるように、非常に競争率が高く厳しい情勢ではあるが、地域自主戦略交付金について、是非とも特別枠を含めた満額(5,376億円)を確保すること

また、地域自主戦略交付金のうち、北海道、奄美、離島分の予算額については、引き続き別枠で明示し確実に措置すること

なお、地方が真に必要な公共事業を着実に実施できるよう、地域自主戦略交付金をはじめ、社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金等の公共事業予算の総額を確実に確保すること

地方自治体の自由裁量の拡大の観点から、

- (1) 「社会資本整備総合交付金」及び「農山漁村地域整備交付金」の対象事業及び額の相当部分を「地域自主戦略交付金」に移管し、「地域自主戦略交付金」の対象事業を拡大するとともに、対象事業の拡大に見合った予算額とすること
- (2) また上記以外にも、既に一部が対象となっている投資補助金について、さらに対象事業及び額を地域自主戦略交付金へ移管するとともに、新たな投資補助金についても、所要の財源を確保した上で地域自主戦略交付金へ算入すること

本来国の責任において措置すべきもの、特定地域に関するもの等は地域自主戦略交付金の対象とせず、別途財源措置すること

都道府県分と市町村分については、明確に区分して制度設計すること

2 客観的指標について

客観的指標による配分については、社会資本整備の遅れた地方の実情を考慮するとともに、財政力の弱い団体により配慮した仕組みとなるよう必要な見直しを行うこと

< 経常関連（経常補助金の一括交付金化）について >

1 総額について

経常補助金の一括交付金化については、事項要求とされたところであるが、対象となる現行補助金と同額以上の予算額を確保すること

2 対象事業について

全国画一的なもの、特定の地域に関するもの、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な事業は対象としないこと（対象事業の選定に当たっては、地方と十分協議すること）

<その他>

1 補助金適正化法関連

補助金適正化法施行令（政令）第2条を改正し、地域自主戦略交付金及び沖縄振興自主戦略交付金を除外すること（地域自主戦略交付金等及び創設予定の経常関連の一括交付金を補助金適正化法の対象外とすること）

2 沖縄振興一括交付金(仮称)及び東日本大震災復興交付金（仮称）関連

政府が検討している沖縄振興一括交付金（仮称）及び東日本大震災復興交付金（仮称）については、地域自主戦略交付金とは別に財源措置すること

3 各種基金関連

投資や経常を対象とした国の経済対策により創設された各種基金について、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべきものについては、基金事業終了後も引き続き実施できるよう財源措置を講じること。また、必要に応じ基金事業の期間を延長し、地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件を見直すこと

4 子ども・子育て包括交付金関連

「子ども・子育て包括交付金（仮称）」については、「国と地方の協議の場」で十分議論し、成案を得ること